

議案第1号	令和2年度習志野市一般会計予算
議案第2号	令和2年度習志野市国民健康保険特別会計予算
議案第3号	令和2年度習志野市介護保険特別会計予算
議案第4号	令和2年度習志野市後期高齢者医療特別会計予算
議案第5号	令和2年度習志野市ガス事業会計予算
議案第6号	令和2年度習志野市水道事業会計予算
議案第7号	令和2年度習志野市下水道事業会計予算
議案第8号	令和元年度習志野市一般会計補正予算（第4号）
議案第9号	令和元年度習志野市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第10号 習志野市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について

「生産緑地法」においては、500平方メートル以上の規模の区域について、生産緑地地区を定めることができると規定されています。

この規模を、条例で定めることにより、300平方メートルまで引き下げることができることから、本市の生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定めるものです。

生産緑地地区の区域の規模に関する条件

300平方メートル以上の規模の区域であること。

（施行期日）

公布の日から施行します。

議案第11号 習志野市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

「地方公務員法」及び「地方自治法」の改正により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、次の条例を改正するものです。

- 1 習志野市職員のサービスの宣誓に関する条例
会計年度任用職員については、宣誓の手続を別に定めることとします。
- 2 習志野市職員の育児休業等に関する条例
非常勤職員に係る育児休業及び部分休業の適用除外について規定します。
- 3 習志野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
 - （1）職務の内容が、等級別基準表に規定する基準となる職務に該当しない会計年度任用職員の報酬について、条例で定める額の範囲内で、規則で定めるものとします。
 - （2）その他文言整理をします。

（施行期日）

令和2年4月1日から施行します。

議案第12号 習志野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、国が示す「印鑑登録証明事務処理要領」が改正されたことに伴い、改正するものです。

現在、成年被後見人については、印鑑登録を受けることができないとしていますが、法定代理人の同行により、意思能力を有することが確認できた場合は、印鑑登録を可能とします。

(施行期日)

公布の日から施行します。

議案第13号 習志野市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」の改正により、エネルギー消費性能の評価において、共同住宅等の共用部分を除いた床面積での評価方法及び住宅部分の簡易な評価方法が追加されたことに伴い、次のとおり改正するものです。

- 1 次の手数料について、床面積の合計から共同住宅等の共用部分を除いた床面積で認定を受けようとする場合の手数料について規定します。
 - (1) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料
 - (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料
 - (3) 建築物エネルギー消費性能認定申請手数料
- 2 住宅部分の簡易な評価方法による建築物エネルギー消費性能認定申請手数料について、規定します。

(施行期日)

公布の日から施行します。

議案第14号 習志野市営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

「民法」の改正を受け、国が示す「公営住宅管理標準条例案」が改正されたことを契機に、全国地方自治体において見直しが行われているなか、本市においても改正することとしたものです。

- 1 市営住宅等の入居に当たり、保証人を不要とします。
- 2 不正行為によって入居した者に対する請求額の算定に利用する利率を変更します。

改正前	改正後
年5%	法定利率※

※ 年3%からスタートし、3年に1度見直されます。

（施行期日）

令和2年4月1日から施行します。

議案第15号 習志野市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について

厚生労働省が定める省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」において、都道府県知事等が行う認定資格研修を修了することを予定している者を放課後児童支援員としてみなす経過措置が、令和2年3月31日をもって終了することに伴い、改正するものです。

「放課後児童支援員の資格を満たし、雇用の日から1年以内に当該研修を修了することを予定している者」について、引き続き放課後児童支援員としてみなすこととします。

【研修修了予定者を放課後児童支援員とみなす根拠】

令和2年3月31日まで	令和2年4月1日から
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準附則第2条	習志野市放課後児童健全育成事業条例第2条の2

（施行期日）

令和2年4月1日から施行します。

議案第16号 習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

習志野市実花公民館、習志野市袖ヶ浦公民館及び習志野市谷津公民館における指定管理者制度の導入に伴い、次のとおり改正するものです。

1 習志野市実花公民館、習志野市袖ヶ浦公民館及び習志野市谷津公民館の管理運営を指定管理者に行わせるものとします。

2 1に伴い、これらの公民館の休館日を、次のように改めます。

改正前	改正後
・月曜日 ・年末年始(12月29日～翌年1月3日) ・ <u>祝日</u> ・ <u>祝日と祝日の間の日</u>	・月曜日 ・年末年始(12月29日～翌年1月3日)

(施行期日)

令和3年4月1日から施行します。

議案第17号 習志野市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

「地方自治法」の改正に伴い、条例で引用している条項番号を改正するものです。

(施行期日)

令和2年4月1日から施行します。

議案第18号 副市長の選任につき同意を求めることについて

次の者を副市長として選任することについて、地方自治法第162条の規定に基づき、同意を求めるものです。

住	所	船橋市習志野台
氏	名	諏訪晴信(すわ はるのぶ)
任	期	4年(再任)

議案第19号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を教育委員会の委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、同意を求めるものです。

住 所 習志野市東習志野
氏 名 馬 場 祐 美（ばば ゆみ）
任 期 4 年（新任）

議案第20号 工事請負契約の締結について（ふれあい橋補修工事）

次のとおり契約を締結するものです。

- 1 契約の目的 ふれあい橋補修工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 2億3,509万7,500円
- 4 契約の相手方 千葉市中央区弁天一丁目29番11号
化工建設株式会社
- 5 工事場所 習志野市秋津二丁目20番地先
- 6 工事期間 契約日の翌日から620日間
- 7 工事概要 舗装工
橋梁^{りょう}保全工

議案第21号 PFI事業契約の変更について（大久保地区公共施設再生事業）

平成29年第1回定例会において議決を得て、習志野大久保未来プロジェクト株式会社と締結した大久保地区公共施設再生事業のPFI事業契約について、契約書第67条の規定に基づき、次のとおり契約金額を変更するものです。

変更前	変更後
72億6,379万6,943円※に維持管理費及び運営費に係る物価の変動による増減がなされた額	72億8,017万3,611円に維持管理費及び運営費に係る物価の変動による増減がなされた額

※ 令和元年第3回定例会で議決を得て「72億3,589万2,000円」から「72億8,384万6,786円」に変更
令和元年第4回定例会で議決を得て「72億8,384万6,786円」から「72億6,379万6,943円」に変更

【変更理由】

習志野市生涯学習複合施設北館別棟の施設整備費に係る賃金等の急激な変動に対処するスライド協議によるものです。

議案第22号 市道の路線認定及び廃止について

認定する路線は1路線、廃止する路線は1路線です。

1 認定 1路線

認 定 理 由	路 線 名
大久保地区公共施設再生事業に伴うもの	本大久保三丁目 09-173号線

2 廃止 1路線

廃 止 理 由	路 線 名
大久保地区公共施設再生事業に伴うもの	本大久保三丁目 09-057号線